

# 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 行動計画

職員がその能力を十分発揮できるよう、仕事と生活の調和を図り、女性が活躍し働きやすい雇用環境の整備を行うとともに、次世代の育成に貢献することを目的に、以下のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2 目標と取組内容・実施時期

## **目標1 年次有給休暇の平均取得率を56%から70%以上とする**

仕事と家庭の両立が困難とならないよう、年次有給休暇の取得及び所定時間外労働削減を進め、ワークライフバランスの実現を図る。

<取組内容>

●令和4年4月～

- ・職員の年次有給休暇取得状況や所定時間外労働の分析やヒアリング等を行い、年次有給休暇の取得及び所定外労働削減の促進のための方策を検討し、実行。
- ・年次有給休暇5日を超える日数の計画的な取得を促進
- ・ノー残業デーの周知徹底
- ・休みやすい、帰りやすい職場風土等に向けた管理職職員自身の管理徹底
- ・所定時間外労働が一定数を超える職員に対して、産業医面談を実施。また、上司に対してヒアリングを実施し、削減に向けた方策を検討
- ・総労働時間の縮減に向けたマネジメント力強化のための研修等の実施

## **目標2 男女の勤続年数の差を7年から6年以下とする**

出産・子育てしながら働き続けることができる職場風土となるよう、若手職員の不安解消に向けて働きかけるとともに、管理職職員の意識を高めることによりマタニティハラスメント等のない雇用環境を整備する。

<取組内容>

●令和4年4月～

- ・妊娠中や出産後の女性労働者の健康確保について、制度の周知や情報提供できるよう相談体制を整備
- ・出産・子育てしながら働き続けることができる職場風土づくりや、様々なハラスメント防止に向けた、管理職職員に対する研修等の実施
- ・職場と家庭の両方において男女がともに貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発（上司を通じた男性職員の働き方の見直しなど育児参画の促進）